

第23期 第6回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和7年10月16日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区分	職名	氏名
委 員	会長 会長代理 委 員 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 欠席委員 〃 〃 〃	堀内精二 立石政男 古川今日志 川山光則 尾野明彦 黒滝洋子 伊藤大作 山縣勝彦 菊谷尚久 竹ヶ原公 永瀬めぐみ 富田重基 田村義夫 柴田武信 東信行
県 側	水産振興課 副 参 事 水産振興課 主 幹 鰺ヶ沢水産事務所 水産普及課長 むつ水産事務所 総括主幹	野月浩 田澤亮 竹谷裕平 相坂幸二
事 務 局	事務局長 主幹専門員 技 師	三橋潤一郎 長谷川清 傳法利行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第6回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、菊谷委員と竹ヶ原委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となります。これは、漁業法の規定に基づき、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上となります。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願ひします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号につきまして、県の方から説明させていただきます。

資料の方、1枚めくつていただきて2ページ目から御覧いただければと思います。

これまでと同様に、漁業魚種、そして、漁業を営む者の資格と許可又は起業の認可すべき船舶等の数等について説明させていただきます。

最初の2ページ目なんですけども、こちらは、たら固定式刺し網漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、深浦町に住所を有する新深浦町漁協の組合員ということで、許可すべき船舶等の数は14隻となってございます。

次の3ページ目を御覧ください。

こちらは、かれい固定式刺し網漁業でございます。

この魚種は、3年ごとに許可を一斉更新するというものなんですけども、昨年5月に一斉更新分を諮問させていただきましたが、上段の横浜町と下段の平内町と、各漁協において、それぞれ1隻分を追加して、新規許可予定としております。

続いて、4ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、なまこ固定式刺し網漁業でございます。

本年7月までに3年の許可期間の更新ということで、湾内の各漁協分を諮問させて

いただいたところなんんですけど。今回、そのうちの青森市漁協分の西共第41号の操業区域ということで、奥内、そして油川の2隻の新規追加ということでございます。

次の5ページ目ですけども、

こちらは、さめ片留刺し網漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、野辺地町に住所を有する者として、野辺地町漁協の組合員となっております。

許可すべき船舶等の数は2隻となってございます。

続いて、6ページ目の方を御覧いただければと思います。

こちらは、小型いか釣り漁業のするめいかでございます。

今年9月の委員会で諮問した件の追加分で青森県の大間漁協の漁業者1隻を新規で諮問させていただくという形になってございます。

最後の7ページ目の方なんですけども、こちらの方は、なまこ潜水器漁業ということでございます。西共第27号の共同漁業権の漁業権者ということで、竜飛今別漁協でございます。許可すべき漁業者の数は1人ということになってございます。

県の方からの説明は以上でございます。

審議の方、よろしくお願ひいたします。

堀内会長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

皆さん、何か御質問、御意見はありませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

堀内会長

それでは、御意見、御質問がないようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願ひいたします。

それでは、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第6回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時40分